

大幅に拡大されました

選挙管理委員会 内線 274

○ 選挙時における代理記載のしくみ

- ① 不在者投票用紙・投票用封筒を請求することができる期間の開始
- ② 代理記載人が、選挙人に代わって投票用紙・投票用封筒を請求
- ③ 代理記載人が、選挙人に指示された候補者の名前または政党名を投票用紙に記載
- ④ 代理記載人が、封筒の表紙に選挙人および代理記載人の名前その他を記載
- ⑤ 投票用紙の入った封筒を選挙管理委員会に郵送

○ 注意事項

- ・ 代理記載制度を選択された選挙人は、投票の際、自ら記載することはできません
- ・ あらかじめ市選挙管理委員会に代理記載人の届出が必要となります。また、この代理記載人は、選挙権を有する人に限られます

ご不明な点は、市選挙管理委員会までお気軽にお尋ねください。 25 - 2111 内線 274

在宅投票制度の資格要件と提出書類

注 記

- 1、網掛けの部分が、今回新たに設けられた制度です
- 2、代理記載制度における提出書類には、下表に掲げられているもののほか、次の書類が必要となります
(1) 代理記載をさせることのできる選挙人に該当する旨の申請書
(2) 代理記載人の届出書
(3) 代理記載人の同意書・宣誓書

区 分	内 容	障がい等の程度	代理記載	提出書類
身体障害者福祉法第4条の身体障がい者	上肢、視覚の障がい	1級	○	・ 申請書 ・ 身体障害者手帳 または県知事の 証明文書
	両下肢、体幹の障がい・移動機能の障がい	1級・2級	×	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸の障がい	1級・3級	×	
	免疫の障がい	1級～3級	×	
戦傷病者特別援護法第2条第1項の戦傷病者	上肢、視覚の障がい	特別項症～第2項症	○	・ 申請書 ・ 戦傷病者手帳または県知事の証明文書
	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症	×	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸の障がい	特別項症～第3項症	×	
介護保険法第7条第3項の要介護者	—	要介護5	×	・ 申請書 ・ 被保険者証